

第 6 0 号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日提出

蒲郡市長 稲葉 正吉

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、手数料を徴収する事務を追加するため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係の手数料の表の次に次の1表を加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料名	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カード（以下この表において「通知カード」という。）の再交付（個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合及び追記領域の余白がなくなった場合の再交付を除く。）	通知カード再交付手数料	1枚につき 500円

第2条 蒲郡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係の手数料の表8の項を削る。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係の手数料の表を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料名	金額
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この表において「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カード（以下この表に	通知カード再交付手数料	1枚につき 500円

において「通知カード」という。) の再交付（個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合及び追記領域の余白がなくなった場合の再交付を除く。）		
2 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この表において「個人番号カード」という。）の再交付（個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合及び追記領域の余白がなくなった場合の再交付を除く。）	個人番号カード再交付手数料	1枚につき 800円

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成27年10月5日から施行する。